

# 産業復興再生計画 第6章 第1 福島特例通訳案内士育成等事業 (法第40条)

## 趣旨・目的

- 福島の豊富な地域資源を活かし、インバウンドも含めた観光産業が発展してきたところ、東日本大震災や、原子力災害の風評により観光客が激減し、甚大な被害を受けた。
- 訪日外国人に対し、本県の魅力を伝えることに加え、放射性物質に関する情報や本県の取組を正しく伝える体制を整備することにより、風評の払拭を図る。

## 事業の内容及び実施主体

- 実施主体
  - ・県が、福島特例通訳案内士の育成・認定事務を実施
- 育成研修の内容
  - ・語学、本県の観光行政、本県の地理・歴史、旅程管理、通訳案内士制度、救急救命、放射線基礎講座、接遇、実地研修
- 試験・登録
  - ・研修修了後、口述試験を実施
  - ・合格者は、特例案内士とし登録



## 通訳案内士の資格

- 通訳案内士法上、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する通訳案内を報酬を得て業として行う場合には、国土交通省が実施する通訳案内士試験に合格し、登録を行うことが必要。

## 特例の内容

- 県の研修を修了し、試験に合格した上で福島特例通訳案内士として登録
  - 県内において、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する通訳案内を報酬を得て行うことが可能

### <目標>

- 県内全域で200名以上を確保  
(言語：英語、中国語、韓国語)

## お問い合わせ先

県庁 観光交流局 観光交流課  
Tel: 024-521-7286  
Fax: 024-521-7888

# 産業復興再生計画 第6章 第2 商品等需要開拓事業 (法第41条)

## 趣旨・目的

- 福島豊富な地域資源を活用し、地場産業や観光産業が発展してきたところ、東日本大震災や原子力災害の影響により、甚大な被害を受けた。
- 地域団体商標制度の活用により、本県の地域ブランドの再構築を図り、信用力を維持・向上させることにより、風評の払拭を図る。

## 事業の内容及び実施主体

### <更新登録>

- ①南郷トマト ~会津みなみ農業協同組合
- ②土湯温泉 ~土湯温泉旅館事業協同組合
- ③会津みそ ~会津味噌協同組合
- ④大堀相馬焼 ~大堀相馬焼協同組合

### <新規出願>

- ⑤会津田島アスパラガス ~会津みなみ農業協同組合



## 特例の内容

### ○登録出願料

3,400円 + 区分数 × 8,600円  
→ 1,700円 + 区分数 × 4,300円

### ○登録料(10年分の場合)

更新時: 区分数 × 48,500円  
→ 区分数 × 24,250円  
設定時: 区分数 × 37,600円  
→ 区分数 × 18,800円  
※1/2に相当する額を軽減



## 地域団体商標とは

- 地域団体商標 = 「地域名 + 商品(サービス)名」  
※法人格を有する事業協同組合等が登録可能

## お問い合わせ先

県庁 観光交流局 県産品振興戦略課  
Tel: 024-521-7296  
Fax: 024-521-7888

# 産業復興再生計画 第6章 第3 新品種育成事業 (法第42条)

## 趣旨・目的

- これまで、水稲、ソバ、アスパラガス、モモ、リンドウなど県内の気候や風土に適した多くのオリジナル品種を開発してきたが、東日本大震災や原子力災害の影響により、本県農林水産業は深刻な問題に直面している。
- 新しいオリジナル品種を開発・育成することにより、福島において生産される農林水産物の新たなブランド構築などを推進し、本県の生産振興と農林業所得の向上を図るとともに、風評を払拭していく。

## 事業の内容及び実施主体

- 県の試験研究機関等においてオリジナル品種を育成  
生産者や消費者等のニーズに対応できる栽培特性、品質、商品性等を有する競争力の高い品種を開発。

### ○新品種品目

水稲、野菜(イチゴ、アスパラガス)、果樹(モモ、ナシ、リンゴ)、花卉(リンドウ、カラー)



### ○実施期間

10年間 (終了日から2年以内に品種登録出願)



## 品種登録制度とは

- 植物の新品種を育成した者に、一定の期間その新品種を独占的に利用できる権利(育成者権)を与える制度。
- 権利を得るには、品種登録出願をし、審査を経て登録の要件を満たすと判断され、品種登録を受けることが必要。

## 特例の内容

○出願料 47,200円 → 11,800円

### ○年間登録料

1~3年:6,000円/年 → 1,500円

4~6年:9,000円/年 → 2,250円

※ 3/4に相当する額を軽減



## お問い合わせ先

県庁 農林水産部 農林企画課

Tel: 024-521-8027

Fax: 024-521-7944

# 産業復興再生計画 第6章 第4 福島特定埠頭運営事業 (法第49条)

## 趣旨・目的

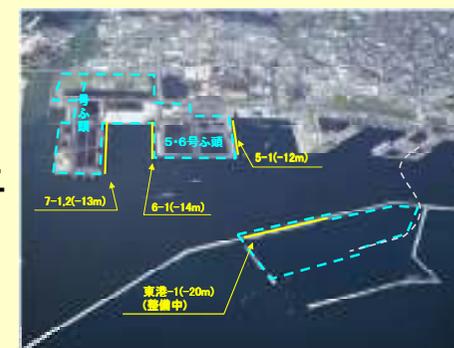
- 小名浜港は、平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定されているところ。
- 火力発電所の重要性が高まる中、石炭の安定的かつ効率的な輸送が急務となっている。
- 小名浜港5・6号ふ頭、7号ふ頭等を一体的に貸し付けることにより、小名浜港のバルク貨物取扱機能の更なる強化と埠頭運営の更なる効率化を図り、小名浜港の国際競争力を強化する。

## 事業の内容及び実施主体

- 福島特定埠頭として一体的貸し付け
  - ・小名浜港のバルク貨物輸送に利用されている5・6号ふ頭、7号ふ頭及び現在整備備中の東港地区も含めた行政財産(岸壁、ふ頭用地)について、民間埠頭運営会社に対し、一体的に貸し付ける。
- 「民」の視点での効率的な運営体制確立
  - ・民間の視点で運営を行うことで、埠頭の一体的な利用が可能となり、埠頭内での横持ち作業の解消など、効率的な運営を促進する。

## 特例の内容

- 岸壁その他の係留施設及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場について、特定埠頭として一体的に貸し付けるための要件。
  - ・岸壁の水深が14メートル以上必要  
→12メートル以上に緩和



## バルク貨物とは

- 石炭、穀物、塩、鉱石などのように、包装せずに積み込まれる貨物。ばら積み貨物。

## お問い合わせ先

県庁 土木部 港湾課  
Tel: 024-521-7497  
Fax: 024-521-7716